

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号及び第2号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年4月23日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 葺本 昭晴

### 資金管理団体指定取消等届

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
明石 功	あかし功政友会	令和2年3月24日
神近 寛	神近ひろし後援会	令和2年3月24日
川内 敏明	かわち敏明後援会	令和2年3月24日

(2) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
林田 二三	林田ふみ後援会	令和元年12月31日
朝長 満洋	朝長満洋後援会	令和2年4月7日